

平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 小 池 善 明

理事定数等の変更に係る「定款」等の一部改正について

本所では、会員組織の法人としてより多くの会員の方々のご意見を伺う機会を増やし、今後の取引所の運営についてより会員の総意を反映できるよう、理事定数に幅を持たせるなど、別紙のとおり「定款」等の一部改正を行い、平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、会員の取引所運営に対する一層の協力と会員意思の取引所運営への一層の反映に資し、もって取引所経営体制・ガバナンスの強化を図ろうとするものであり、加えて、証券業界以外の方々のご意見も広く伺えるよう、会員外理事についても同じく理事定数の変更を行うなど、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 理事定数等の改正

(1) 理事の定数の改正

- ・理事の定数を、9人以上15人以内とします。

またそのうち、会員理事の定数を、5人以上9人以内とし、会員外理事の定数を、2人以上4人以内とします。

(2) 理事の欠員の場合の補充除外範囲の変更

- ・会員理事及び会員外理事の欠員時、ただちに補充しなければならない要件を、定数の増員に伴い、見直します。

会員理事の補充要件除外範囲を、定数の下限より1人までの欠員となった場合とします。

会員外理事の補充要件除外範囲を、定数の下限より1人までの欠員となった場合とします。

2. その他

その他所要の改正を行うものとします。

また併せて、従前の改正において発生した、条数上の齟齬を修正します。

なお、「本所が定める日」は、平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日といたします。

以 上

理事定数等の変更に係る「定款」等の一部改正について

目 次

(ページ)

1 . 定款の一部改正新旧対照表	1
2 . 役員選挙規則の一部改正新旧対照表	3

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(業務の廃止の届出を行った会員の処置)</p> <p>第5<u>2</u>条の2 本所は、会員が第21条第1号に掲げる事項について本所へ届出を行った場合において、会員脱退承認申請を行わないときは、当該会員を審問のうえ、当該会員の本所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができる。</p>	<p>(業務の廃止の届出を行った会員の処置)</p> <p>第5<u>3</u>条の2 本所は、会員が第21条第1号に掲げる事項について本所へ届出を行った場合において、会員脱退承認申請を行わないときは、当該会員を審問のうえ、当該会員の本所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができる。</p>
<p>第2節 役員</p>	<p>第2節 役員</p>
<p>(役員の数)</p>	<p>(役員の数)</p>
<p>第66条 本所に次の役員をおく。</p>	<p>第66条 本所に次の役員をおく。</p>
<p>理事長 1人</p>	<p>理事長 1人</p>
<p>理事 <u>9人以上15人以内(うち、第67条第2項の規定により選挙された理事(以下「会員理事」という。)は5人以上9人以内、同条第3項の規定により選挙された理事(以下「会員外理事」という。)は2人以上4人以内、同条第5項の規定により選任された理事(以下「常任理事」という。)は2人)</u></p>	<p>理事 <u>9人</u></p>
<p>監事 2人</p>	<p>監事 2人</p>
<p>(理事長及び理事の選任)</p>	<p>(理事長及び理事の選任)</p>
<p>第67条 理事長は、会員理事及び会員外理事が選挙し、全正会員の3分の2以上の同意を得るものとする。</p>	<p>第67条 理事長は、<u>第2項の規定により選挙された理事(以下「会員理事」という。)</u>及び<u>第3項の規定により選挙された理事(以下「会員外理事」という。)</u>が選挙し、全正会員の3分の2以上の同意を得るものとする。</p>
<p>2 正会員は、正会員の会員代表者のうちから、<u>会員理事</u>を連記無記名投票により選挙する。</p>	<p>2 正会員は、正会員の会員代表者のうちから、<u>理事5人</u>を連記無記名投票により選挙する。</p>
<p>3 正会員は、金融商品取引業又は金融商品取引業と直接関係のある業務に従事する者以外で、金融商品市場の運営に関し公正な判断をするこ</p>	<p>3 正会員は、金融商品取引業又は金融商品取引業と直接関係のある業務に従事する者以外で、金融商品市場の運営に関し公正な判断をすること</p>

新	旧
<p>とができるすぐれた識見を有する者のうちから、<u>会員外理事</u>を選挙する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 理事長は、会員の役員及び従業員以外の者(以下「<u>会員外の者</u>」という。)のうちから、<u>会員理事及び会員外理事の過半数の同意を得て常任理事</u>を選任する。</p> <p>6 理事長は、<u>会員理事及び会員外理事の過半数の同意を得て、前項の規定により選任された理事</u>を専務理事又は常務理事に選任することができる。</p>	<p>とができるすぐれた識見を有する者のうちから、<u>理事2人</u>を選挙する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 理事長は、会員の役員及び従業員以外の者(以下「<u>会員外の者</u>」という。)のうちから、<u>会員理事及び会員外理事の過半数の同意を得て理事2人</u>を選任する。</p> <p>6 <u>前項の規定により選任された理事は、常任理事とし、</u>理事長は、<u>会員理事及び会員外理事の過半数の同意を得て、これを専務理事又は常務理事</u>に選任することができる。</p>
<p>(欠員の場合の措置)</p> <p>第75条 役員の欠員は、ただちに補充しなければならない。ただし、次の各号に掲げる範囲の欠員は、この限りでない。</p> <p>(1) 会員理事 <u>第66条に定める会員理事定数の下限から、さらに1人の欠員</u></p> <p>(2) 会員外理事 <u>第66条に定める会員外理事定数の下限から、さらに1人の欠員</u></p> <p>(3) 常任理事 1人</p> <p>(4) 監事 1人</p>	<p>(欠員の場合の措置)</p> <p>第75条 役員の欠員は、ただちに補充しなければならない。ただし、次の各号に掲げる範囲の欠員は、この限りでない。</p> <p>(1) 会員理事 <u>1人</u></p> <p>(2) 会員外理事 <u>1人</u></p> <p>(3) 常任理事 1人</p> <p>(4) 監事 1人</p>
付 則	
<p>1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>(注)「本所が定める日」は、平成25年11月20日</p> <p>2 この改正規定施行の際、第67条第3項の改正規定に基づき、<u>会員外理事の定数を満たすために最初に行う補充選挙において選挙された会員外理事の任期は、第73条第4項の規定にかかわらず、この改正規定施行の際、現に会員外理事である者の残任期間とする。</u></p>	

役員選挙規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会員外理事選挙手続き)</p> <p>第 1 条の 3 (略)</p> <p>2 前項の選挙については、正会員の投票に代えて、会員総会における出席会員代表者の 3 分の 2 以上の同意を得て当選人とすることができる。</p> <p>(選挙録)</p> <p>第 1 4 条 役員選挙については、選挙録を作成し、投票に関する次第および開票の結果を記載し、選挙立会人が記名押印するものとする。ただし、第 1 条の 3 第 2 項の規定により会員総会で同意を得た会員外理事の選挙については、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>(注) 「本所が定める日」は、平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日</p>	<p>(会員外理事選挙手続き)</p> <p>第 1 条の 3 (略)</p> <p>2 前項の選挙については、正会員の投票に代えて、<u>定時</u>会員総会における出席会員代表者の 3 分の 2 以上の同意を得て当選人とすることができる。</p> <p>(選挙録)</p> <p>第 1 4 条 役員選挙については、選挙録を作成し、投票に関する次第および開票の結果を記載し、選挙立会人が記名押印するものとする。ただし、第 1 条の 3 第 2 項の規定により<u>定時</u>会員総会で同意を得た会員外理事の選挙については、この限りでない。</p>